

西脇市総合計画推進市民会議開催要領

1 設置

西脇市総合計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査検討するとともに、市民との協働による都市経営を推進するため、西脇市総合計画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

市民会議は、次に掲げる事項について調査検討するほか、その結果を西脇市総合計画審議会（以下「審議会」という。）又は市長に対して、意見を付して報告することができる。

- (1) 基本計画及び行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 審議会の依頼による計画の策定及び推進に係る専門事項に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進に関すること。

3 組織

- (1) 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。
- (3) 市長は、特に必要と認めるときは、市職員のうちから委員を指名することができる。
- (4) 市民会議は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5 座長

- (1) 市民会議に座長を置き、委員の互選によって定める。
- (2) 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- (3) 座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を処理する。

6 会議

- (1) 市民会議の会議は、座長が招集する。ただし、選任後最初の会議は、市長が招集する。
- (2) 市民会議の議長は、座長がこれに当たる。
- (3) 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 庶務

市民会議の庶務は、企画担当部において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年8月4日から施行する。

2 この要領は、市民会議の設置目的が終了した時点をもって、その効力を失う。

附 則

1 この要領は、平成23年7月6日から施行する。